管理番号 No.

重要事項説明書

（訪問看護 介護予防訪問看護）

（訪問看護/医療保険）

（精神科訪問看護）

利用者：　　様

事業者：　すけさん訪問看護ステーション

１　当事業所の概要

事業所の概要

事業所名	すけさん訪問看護ステーション
所在地	東京都西東京市富士町４－１２－５　東伏見ハイム３０１号室
連絡先	０４２－４５２－６９４５
管理者名	森田　哲至
事　業　内　容	訪問看護（介護保険、医療保険）　介護予防訪問看護（介護保険）　精神科訪問看護（医療保険）
介護保険指定番号	１３６５４９０２７３ 号
ステーションコード	７４９３７２９
サービス提供地域	西東京市全域、武蔵野市全域、練馬区（関町北、関町東、関町南、立野町、
	上石神井、石神井台、南大泉、東大泉）、三鷹市（上連雀、下連雀、井の頭）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

営業時間と営業日

平日	月　～　金	午前９：００　～　午後６：００
訪問のある特定日	土　日　祝	訪問予定時間
定休日	土、日、祝日、１２月３０日～１月３日	

事業所の職員体制

	資　格	常　勤	非常勤	計
管理者	看護師	１名	０名	１名
看護師	看護師	２名	２名	４名
理学療法士	理学療法士	０名	３名	３名
作業療法士	作業療法士	０名	０名	０名
言語聴覚士	言語聴覚士	０名	０名	０名
事務員		０名	１名	１名

２　事業の目的・運営方針

1)　目的

主治医が在宅で訪問看護の必要性を認めたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、ご自宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、訪問看護計画を立案して適切な訪問看護を提供することを目的にします。

2)　運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

３　サービス利用料金とお支払い

（１）ご利用料金の支払い

ご利用者様は料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

（２）口座引き落とし

ご利用料金は月末にまとめ、翌月２０日頃に請求書が届きます。ご利用料金の支払いは訪問看護サービスのご利用月の翌月に口座からの引き落としとさせていただきます。

引き落とし日：毎月２６日。

引き落とし確認後に領収書を発行いたします。

＊口座をお持ちでない方は集金とさせていただきます。

＊ご利用料は医療費控除の対象となっております。領収書は紛失されないようにご注意ください。

４　利用料金

（１）介護保険の利用料金（訪問看護）　　＊１単位＝１１．０５円

	サービス所要時間	単位	10割料金	1割料金
□	20分未満	314単位	3,469円	347円
□	30分未満	471単位	5,204円	521円
□	30分以上1時間未満	823単位	9,094円	910円
□	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	12,464円	1,247円
□	理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	294単位	3,248円	325円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。
＊夜間（１８：００～２２：００）と早朝（６：００～８：００）加算　　上記単位に２５％増
＊深夜（２２：００～６：００）加算　　上記単位に５０％増

○介護保険（訪問看護）のサービスの加算料金

	加算項目	単位数	10割料金	1割料金
□	初回加算(Ⅰ)（1月につき）	350単位	3,867円	387円
□	初回加算(Ⅱ)（1月につき）	300単位	3,315円	332円
□	退院時共同指導加算（1回につき）	600単位	6,630円	663円
□	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)（1月につき）	600単位	6,630円	663円
□	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)（1月につき）	574単位	6,342円	635円
□	特別管理加算(Ⅰ)（1月につき）	500単位	5,525円	553円
□	特別管理加算(Ⅱ)（1月につき）	250単位	2,762円	277円
□	ターミナルケア加算	2,500単位	27,625円	2,763円
□	口腔連携強化加算（1回につき）	50単位	552円	56円
□	複数名訪問加算(I)　30分未満の場合	254単位	2,806円	281円
□	複数名訪問加算(I)　30分以上の場合	402単位	4,442円	444円
□	長時間訪問看護加算	300単位	3,315円	332円
□	看護・介護職員連携強化加算	250単位	2,763円	276円
□	介護職員等処遇改善加算（1月につき）	所定単位数の 18/1000 加算		

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

（２）介護保険の利用料金（介護予防訪問看護）　　＊１単位＝１１．０５円

	加算項目	単位数	10割料金	1割料金
□	20分未満	303単位	3,348円	335円
□	30分未満	451単位	4,983円	499円
□	30分以上1時間未満	794単位	8,773円	878円

□	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	12,044円	1,205円
□	理学療法士等による訪問の場合（1回につき）	284単位	3,138円	314円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。
＊夜間（１８：００～２２：００）と早朝（６：００～８：００）加算　　上記単位に２５％増
＊深夜（２２：００～６：００）加算　　上記単位に５０％増

○介護保険（介護予防訪問看護）のサービスの加算料金

	加算･減算項目	単位数	10割料金	1割料金
□	初回加算(Ⅱ)(1月につき)	300単位	3,315円	332円
□	退院時共同指導加算(1回につき)	600単位	6,630円	663円
□	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(1月につき)	574単位	6,342円	635円
□	特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)	500単位	5,525円	553円
□	特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)	250単位	2,762円	277円
□	複数名訪問加算(I) 30分未満の場合	254単位	2,806円	281円
□	複数名訪問加算(I) 30分以上の場合	402単位	4,442円	444円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

＜1ヶ月の利用料の目安（介護保険）＞
訪問１回あたりの費用額【A】　＝　○○○単位数　×　１１．０５（端数は切り捨て）
当月の費用額（１０割）【B】　＝　【A】　×　訪問回数
ご負担割合（１割の方）【C】　＝　【B】　－　【B】　×　０．９（１円未満切り捨て）
ご負担割合（２割の方）【C】　＝　【B】　－　【B】　×　０．８（１円未満切り捨て）
ご負担割合（３割の方）【C】　＝　【B】　－　【B】　×　０．７（１円未満切り捨て）
当月のご利用料金　＝　【C】　＋　【加算料金（負担割合に応じて）】　＋　【保険外費用】

（３）医療保険の利用料金　　＊１単位=１０円

	項目･区分	1割負担	3割負担	10割負担
□	訪問看護基本療養費Ⅰ			
□	1日目～3日目/週	555円	1,665円	5,550円
□	4日目～7日目/週	655円	1,965円	6,550円
□	訪問看護管理療養費			
□	1日目/月(管理療養費1:機能強化型)	840円	2,520円	8,400円
□	1日目/月(管理療養費2:通常)	740円	2,220円	7,400円

○医療保険のサービスの加算料金　　＊１単位=１０円

	項目･区分	1割負担	3割負担	10割負担
□	1か月に1回ご請求			
□	情報提供療養費	150円	450円	1,500円
□	24時間対応体制加算(ロ)	652円	1,956円	6,520円

□	特別管理加算（Ⅰ）	500円	1,500円	5,000円
□	特別管理加算（Ⅱ）	250円	750円	2,500円
□	看護･介護職員連携強化加算	250円	750円	2,500円
□	□ その都度料金をご請求			
□	退院時共同指導加算	800円	2,400円	8,000円
□	特別管理指導加算	200円	600円	2,000円
□	退院支援指導加算	600円	1,800円	6,000円
□	在宅患者連携指導加算	300円	900円	3,000円
□	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円	600円	2,000円
□	緊急訪問看護加算	265円	795円	2,650円
□	長時間訪問看護加算	520円	1,560円	5,200円
□	複数名訪問看護加算（看護師等）	450円	1,350円	4,500円
□	複数名訪問看護加算（看護補助者）	300円	900円	3,000円
□	夜間早朝訪問看護加算	210円	630円	2,100円
□	深夜訪問看護加算	420円	1,260円	4,200円
□	ターミナルケア療養費	2,500円	7,500円	25,000円

＊夜間早朝訪問看護加算において、夜間：１８：００～２２：００　　早朝：６：００～８：００
＊深夜訪問看護加算において、　　深夜：２２：００～翌６：００
※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき520単位を所定単位数に加算する。

＜1ヶ月の利用料の目安（医療保険）＞
費用額【Ａ】　＝　訪問看護基本療養費Ⅰ　×　訪問回数　＋　訪問看護療養費（１日目＋２日目以降の合計）
当月のご利用料金　＝　【Ａ】　＋　【加算料金（負担割合に応じて）】　＋　【保険外費用】

（４）医療保険の利用料金（精神科訪問看護）　　＊１単位=１０円

	項目･区分	1割負担	3割負担	10割負担
□	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ			
□	週3日まで／1回30分以上	555円	1,665円	5,550円
□	週3日まで／1回30分未満	425円	1,275円	4,250円
□	週4日以上／1回30分以上	655円	1,965円	6,550円
□	週4日以上／1回30分未満	510円	1,530円	5,100円
□	訪問看護管理療養費			
□	1日目/月（管理療養費1:機能強化型）	840円	2,520円	8,400円
□	1日目/月（管理療養費2:通常）	740円	2,220円	7,400円
□	2日目以降/月	300円	900円	3,000円

○医療保険のサービスの加算料金　　＊１単位=１０円

	項目・区分	1割負担	3割負担	10割負担
□	1か月に1回ご請求			
□	24時間対応体制加算(ロ)	652円	1,956円	6,520円
□	特別管理加算(Ⅰ)	500円	1,500円	5,000円
□	特別管理加算(Ⅱ)	250円	750円	2,500円
□	実施した場合に料金をご請求			
□	情報提供療養費	150円	450円	1,500円
□	在宅患者連携指導加算	300円	900円	3,000円
□	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円	600円	2,000円
□	精神科緊急時訪問看護加算	265円	795円	2,650円
□	長時間精神科訪問看護加算	520円	1,560円	5,200円
□	複数名精神科訪問看護加算(2人以下)	450円	1,350円	4,500円
□	複数名精神科訪問看護加算(3人以上)	400円	1,200円	4,000円
□	精神科重症患者支援管理連携加算イ	840円	2,520円	8,400円
□	精神科重症患者支援管理連携加算ロ	580円	1,740円	5,800円
□	夜間早朝訪問看護加算	210円	630円	2,100円
□	深夜訪問看護加算	420円	1,260円	4,200円
□	ターミナルケア療養費	2,500円	7,500円	25,000円

＊夜間早朝訪問看護加算において、夜間：１８：００～２２：００　　早朝：６：００～８：００
＊深夜訪問看護加算において、　　深夜：２２：００～翌６：００
※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき520単位を所定単位数に加算する。

＜1ヶ月の利用料の目安（精神科訪問看護）＞
費用額【A】　＝　精神科訪問看護基本療養費Ⅰ　×　訪問回数　＋　訪問看護療養費（１日目＋２日目以降の合計）
当月のご利用料金　＝　【A】　＋　【加算料金（負担割合に応じて）】　＋　【保険外費用】

（５）加算の同意の確認
１．（介護保険の場合）
□　**緊急時（介護予防）訪問看護加算を　　□希望します　　□希望しません　　□検討中**
□　上記説明を聞き、必要時に再度説明を受けた上で各種加算に同意いたします。
　＊ご本人様、ご家族様の同意がない場合は加算を申し受けません。
２．（医療保険の場合）
□　**２４時間対応体制加算を　　□希望します　　□希望しません　　□検討中**
□　上記説明を聞き、必要時に再度説明を受けた上で各種加算に同意いたします。
　＊ご本人様、ご家族様の同意がない場合は加算を申し受けません。

（６）保険給付対象外サービス
保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。（税抜き）

□	複写物	片面印刷　１枚につき	１０円

□	エンゼルケア	ご希望の場合のみ	１５，０００円
□	保険を使用しない訪問看護	３０分	４，０００円

（７）キャンセル料金（税抜き）

□	①ご利用日の前営業日の１８時までにご連絡いただいた場合	無料
□	②ご利用日の前営業日の１８時までにご連絡がなかった場合	２，０００円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

（８）衛生材料等について
衛生材料（ガーゼ、テープ、おむつ類、石鹸等の洗浄剤、ケア物品）などご利用者様のケアや処置等で使用するものは実費のご負担をお願いします。

５　サービスの利用方法

1. サービスの利用開始
訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2. サービスの終了
1. ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の３０日前までに、文書でお申し出ください。
2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の３０日前までに、文書で通知いたします。
3. 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
3.1. ご利用者様が介護保険施設や医療機関等に入所又は入院して長期に及び訪問看護を受けられない場合
3.2. 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
3.3. ・ご利用者様が亡くなられた場合
4. 契約解除
4.1. 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
4.2. ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを６０日以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず３０日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの迷惑行為や背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
5. その他
5.1. ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、ご利用者様及びご家族様と相談の上、速やかに適切な対応を行います。
5.2. 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
5.3. ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

６　緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主　治　医	病　院　名	
	主治医氏名	
	連　絡　先	
ご　家　族	氏　　名	（続柄：　　）
	連　絡　先	
緊急連絡先	氏　　名	（続柄：　　）
	連　絡　先	

７　相談　苦情の対応

ご利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置しています。指定居宅サービス等に関するご利用者様の要望、苦情等に対して迅速に対応します。苦情の内容等について記録し、その完結の日から５年間保存します。

TEL ：０４２－４５２－６９４５
担　当　部　署：　すけさん訪問看護ステーション
担　　当　　者：　森　田　哲　至
受　付　時　間：午前９：００～午後６：００
※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

【西東京市】

種別	窓口名	電話番号
介護保険に関する窓口	西東京市 高齢者支援課 認定相談係（田無第二庁舎）	042-420-2816
	西東京市 高齢者支援課 認定相談係（保谷保健福祉総合センター）	042-439-4425
医療保険に関する窓口	西東京市 保険年金課（国保・後期高齢者医療）	042-460-9821
	東京都多摩小平保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-450-3222

【練馬区】

種別	窓口名	電話番号
介護保険に関する窓口	練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員事務局	03-5984-1472
	練馬区 介護保険課（相談・不服申立）	03-3993-1111
医療保険に関する窓口	練馬区 国保年金課（国民健康保険・後期高齢者医療）	03-3993-1111
	練馬区保健所	03-5984-4623

【武蔵野市】

種別	窓口名	電話番号
介護保険に関する窓口	武蔵野市 高齢者支援課 サービス相談調整専門員専用ダイヤル	0422-60-2525
	武蔵野市 高齢者支援課 介護保険係	0422-60-1925
医療保険に関する窓口	武蔵野市 保険年金課 後期高齢者医療係	0422-60-1913
	武蔵野市 保険年金課 国民健康保険係	0422-60-1834
	東京都多摩府中保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-362-4691

【三鷹市】

種別	窓口名	電話番号
介護保険に関する窓口	三鷹市 高齢者支援課 高齢者相談係	0422-29-9272
	三鷹市 高齢者支援課 高齢者支援係	0422-29-9271
医療保険に関する窓口	三鷹市 保険課 高齢者医療係（後期高齢者医療）	0422-29-9219
	三鷹市 保険課 国民健康保険係	0422-29-9215
	東京都多摩府中保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-362-4691

【全地域共通（東京都の公的広域窓口）】

東京都からの運営指導等において、各区市の担当窓口に加えて、以下の専門機関を重説に併記することが推奨・指示されます。

種別	窓口名	電話番号
介護保険に関する苦情（国保連）	東京都国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口	03-6238-0177
医療保険・医療提供全般に関する相談	東京都医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	03-5320-4435

８　事故処理

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から５年間保存します。ご利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

９　災害時等の対応について

自然災害、人為的災害（テロ行為等）、未知及び指定感染症等の市中蔓延などにより、当事業所の運営困難な場合及びスタッフの安全と所在等を把握できない場合や連絡手段が確立できない場合は、当事業所における全てのサービスを提供できない可能性があります。

１０　その他の留意事項

1) 各種健康保険証や医療受給者証、介護保険証などを確認させていただきます。保険証類の内容に変更・更新が生じた場合は、速やかにコピーを提出させていただきます。
2) 介護保険の適用を受けている場合、要介護度の限度額を超えた単位数については、全額自己負担となります。
3) やむを得ず訪問日の変更、キャンセルをご希望される場合にはご連絡ください。
4) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなし等は、ご遠慮させていただいております。

【 法人の概要 】

社　名　　株式会社すけさん
社員数　　７名（非常勤職員含む）
設　立　　令和５年　１１月１日
所在地　　東京都西東京市富士町４－１２－５　東伏見ハイム３０１号室
代表者　　代表取締役　　森田　哲至

附則
令和6年 4月1日制定
令和6年 6月1日改定
令和7年 4月1日改定
令和8年 2月1日改定
令和8年10月1日改定

【事業者】
住　　所：東京都西東京市富士町４－１２－５　東伏見ハイム３０１号室
社　　名：株式会社すけさん
代表者：森田　哲至　　印

【事業所】
住　　所：東京都西東京市富士町４－１２－５　東伏見ハイム３０１号室
事業所名：すけさん訪問看護ステーション
（東京都　指定番号　１３６５４９０２７３　）
（ステーションコード　７４９３７２９　）

担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年　　月　　日

【ご利用者】
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【家族代表】
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）

署名代行理由：